

延長保育の利用申込について（ご案内）

高槻市では、延長保育を実施しています。利用を希望される方は、下記のとおり申込をお願いします。

<延長保育の対象児童>

高槻市立学童保育室の入室児童で、保護者の就労等により午後6時以降も保育に欠ける児童が対象となります。

なお、延長保育の利用申請については、以下の2点が必須要件となります。

(1) 児童の保護者の労働または疾病等の理由により、午後6時以降の保育に欠けていること。

帰宅時間（雇用証明の就労時間と通勤時間を合算し、その時間を帰宅時間とみなします）が午後6時以降であることを要件とします。また、保護者の疾病や家族の介護等により午後6時以降も保育にかける状況が継続すると認められる場合にも利用できます。

(2) 延長保育時間終了時までには児童の保護者等による迎えが出来ること。

<延長利用実施日>

月曜日から金曜日の学童保育実施日（土曜日の延長保育はありません）

<延長利用時間>

午後6時から午後7時まで

<児童帰宅時の迎えについて>

必ず保護者等の迎えが必要です。午後7時までの迎えがない児童の利用はできません。

<その他>

午後7時時点でお迎えがない場合、翌日以降の延長利用をお断りすることがあります。

<延長保育料>

月額1,500円（通常の保育にかかる保育料と同様に減免制度があります）

<申し込み方法>

延長保育を希望される場合は、「学童保育室延長利用申込書」（様式第2号）を提出してください。

※利用の詳細につきましては裏面Q&Aをあわせてごらんください。

※民間学童保育室は公立と異なる場合がありますので、直接事業者にお問合せください。

延長保育に関する Q&A

注意 民間学童保育室は公立と異なる場合がありますので、直接事業者にお問合せください。

1.延長保育の時間設定は？

午後6時から午後7時までの1時間です。

2.延長保育の利用条件は？

延長保育の利用条件については、以下の2点です。

- (1) 児童の保護者の労働または疾病等の理由により、午後6時以降の保育に欠けていること
- (2) 延長保育時間終了時までには児童の保護者等による迎えが出来ること

3.仕事が午後6時より前に終わるが、利用できますか？

帰宅時間（雇用証明の就労時間と通勤時間を合算し、その時間を帰宅時間とみなします）が午後6時を超える場合に利用することができます。

また、保護者の疾病や家族の介護等により午後6時以降も保育にかかる状況が継続すると認められる場合にも利用できます。

4.延長保育の利用申請は？

延長保育の利用申請をするときは、利用を希望されている月の前月20日までに、学童保育室延長利用申込書（様式第2号）に必要事項を記入の上子ども育成課窓口（市庁舎・総合センター7F）に申請してください。

申請書類は子ども育成課窓口に備え付けるほか、高槻市ホームページでもダウンロードできます。

5. 延長保育の利用をやめたいときは？

延長保育の利用中止は、指導員へお知らせいただくとともに、原則当月20日までに、学童保育室退室等届出書（様式第3号）に必要事項を記入の上、子ども育成課窓口か、学童保育室に届け出てください。

6.延長保育の利用日、迎えの時間の調整はどうしたらいいの？

学童保育室に連絡帳・電話連絡などの方法により事前に調整をお願いします。

7.延長保育の利用申請をしているにもかかわらず利用が少なかったとき、1か月間すべて利用しなかったときの延長保育料はどうなるの？

延長保育料は、通常の保育料と同じく月額設定となっており、その月の利用が少なかったときや利用しなかったときも延長保育料がかかります。翌月の延長保育の利用予定が見込まれない場合は原則当月20日までに延長保育利用中止の届出を行ってください。

8.延長保育の申請なしに当日利用することは可能ですか？

延長保育については、延長保育の利用申請が必要です。利用申請をしていなければ利用できません。

9.延長保育の申請を特定の月だけ申請することはできますか？

延長保育については、保護者の業務繁忙期や日没の早い時期のみの利用など、特定の月のみの利用も可能です。利用の期間ごとに申請が必要となります。

年度途中の延長保育申請の場合、指導員配置等の保育上の安全確保のために必要な環境が整うまで時間がかかることがあります。また申請には帰宅時間の確認のため、雇用証明書の添付が必要です。

10.延長保育時の安全確保については？

日没後の児童の安全確保の観点から、迎えのない児童の利用はできません。児童の引渡しは保護者か、事前に把握している代理の方に引き渡します。お迎えに来られる方については、連絡帳や安全カードの連絡先等に記入し、事前に届け出させていただきます。

児童の迎えは、原則保護者に行っていただきますが、祖父母などの親族、他の入室児童の保護者による迎え・ファミリーサポートの利用をしていただくこともできます。

ただし、未成年者による迎えについてはお断りしております。

なお、迎えは学童保育室まで直接お越しくください。

11.延長保育利用時の留意点は？

風水害等その他やむを得ない特別な事情による迎えの遅延を除き、午後7時までに迎えがない場合は、その事実が発生した日以降、延長保育を利用できないことがありますのであらかじめご了承ください。